

第3章 要支援者の個別計画の作成

1 要支援者の把握

市は、避難行動要支援者名簿に登載された要支援者について、民生委員・児童委員及び自主防災会と連携し、要支援者を特定する。

民生委員・児童委員及び自主防災会は、個人情報保護に配慮しながら、市に協力して要支援者の状況把握を行うものとする。

2 個別計画の作成

(1) 個別計画の作成方法

市は、要支援者について、必要に応じて個別計画作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた者について個別計画を作成する。

また、個別計画に本人が記載できない場合は、家族等の意思の確認により、家族等身近な者が代筆することができるものとする。

(2) 個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、要支援者本人が参加して地域支援者、一時避難場所、地震・津波における避難所、避難方法について確認する。

※風水害（大雨・河川の氾濫）、大規模火災等で避難が必要となった場合は、市が対象地区に避難所を開設し広く情報発信をする。風水害については、家の中のより安全な高い所に避難する自宅避難という避難方法も検討する。

個別計画には、以下の内容を記載するものとし、様式は様式2のとおりとする。

ア 地域支援者

地域支援者は、本人の意思を考慮しながら、隣家等の身近な者からできるだけ複数選定する。また、長期にわたり支援者を引き受けられる人を選定する。

隣家等の中で地域支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、身近な者から順に避難支援者を選定する。

また、要支援者に対し、避難支援は地域の助け合いの体制であり、地域支援者の任意の協力により行われるものであること、また地域支援者の不在や被災等により支援が困難となる場合があることを十分に説明する。

地域支援者は、避難の手助けや避難後の安否確認とともに、要支援者への日頃からの声かけをお願いします。

また、責務が課されるものではないので、地域支援者の精神的な重荷とならない

よう配慮する。

イ 情報伝達での留意事項

「聴覚障害があるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記する。

ウ 避難先での留意事項

「聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要」、「自力歩行困難のため移動支援や手段が必要」など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

エ 避難・誘導について

自力歩行が困難で車椅子が必要であるなどの要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

オ 避難先

一時避難場所、災害により自宅が使用できない場合に身を寄せる避難所、縁故避難先を記載する。

3 個別計画の共有範囲

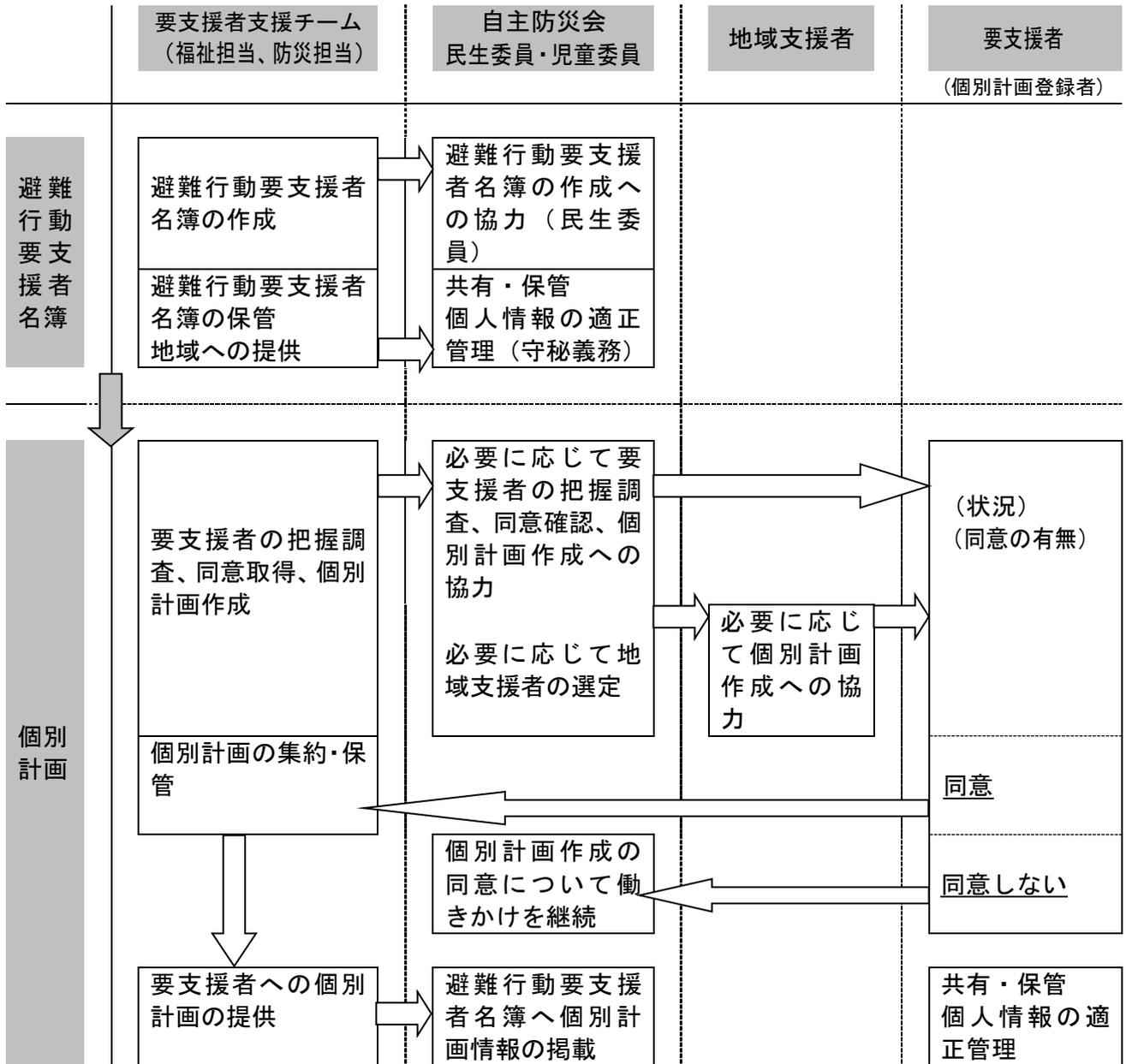
個別計画の原本は市が保管する。個別計画情報は、避難行動要支援者名簿に掲載し自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等避難支援関係者に提供する。

4 個別計画の確認

要支援者及び地域支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、内容に修正が必要な場合、要支援者は市に変更点を伝える。要支援者支援チームは、保有する個別計画を修正する。

個別計画の作成フロー



※地域支援者が誰であるかによって同意が得られることもあるため、同意取得と個別計画作成は同時に行う。

要支援者名簿・個別計画の作成、共有

区分	市		自主防災会	民生委員・児童委員	地域支援者	社会福祉協議会等
	防災	福祉				
要支援者名簿	作成	—	○	×	協力	×
	共有	○	○	○(同意ありの場合)	○(同意ありの場合)	×
個別計画	作成	—	○	必要に応じ協力	協力	必要に応じ協力
	共有	○	○	△(個別計画情報を要支援者名簿へ掲載)	△(個別計画情報を要支援者名簿へ掲載)	△(個別計画情報を要支援者名簿へ掲載)